

史跡旧見付学校附磐田文庫保存活用計画

～愛される「見付の五階」をめざして～



2025年8月

磐田市教育委員会

史跡旧見付学校附磐田文庫保存活用計画

～愛される「見付の五階」をめざして～

2025 年 8 月

磐田市教育委員会



旧見付学校現況 令和3年5月



同上 令和4年2月



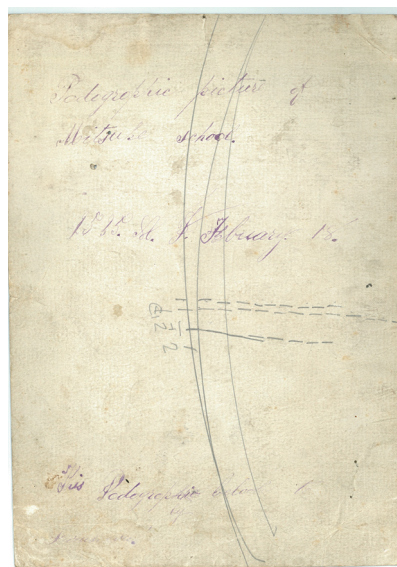
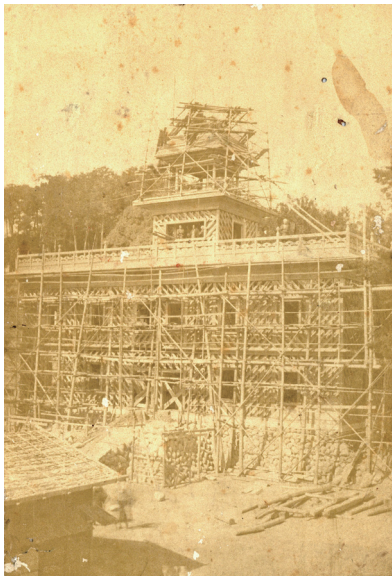
磐田文庫現況 平成 27 年



開校式当日の見付学校
(明治8年(1875)8月)



同上 カラー補正写真



建設中の見付学校と裏書
(明治8年(1875)2月)



明治後期から大正初期の
見付学校（絵葉書）



大正 10 年（1921）ごろの見付学校



見付高等裁縫女子青年学校
時代（昭和 13 年（1938）3 月
卒業記念写真帖より）



市立郷土館 昭和 40 年 (1965) ごろ



解体修理前の郷土館
昭和 49 年 (1974)



環境整備事業完了後の郷土館
昭和 53 年 (1978)

例 言

1. 本書は史跡旧見付学校附磐田文庫の保存活用計画である。
2. 本書は磐田市旧見付学校附磐田文庫保存活用計画作成協議会の指導のもと、磐田市文化財保護審議会及び磐田市旧見付学校協議会の審議を経て作成した。
3. 本文は磐田市教育委員会教育部文化財課が執筆・編集した。
4. 本書をまとめるにあたり、文化庁及び静岡県より助言をいただいた。第一副築の移築建物に関する調査や資料の提供については、古山晴海氏の協力を得た。沿革誌の借用及び複写については磐田北小学校より協力を得た。また、以下の方々より多大な協力、教示を得た。厚く感謝申し上げます。
大久保家 矢奈比売神社 淡海国玉神社、久野隆 見付三社氏子崇敬者会
名倉愼一郎 小杉達 五島康司 見付宿を考える会 寺田伊勢男 松浦美恵子
5. 本書の一部は以下の文献を参考にし、一部引用または再構成した箇所がある。
開校百年特別委員会編 1974 年『開校百年』磐田市立磐田北小学校
旧見付学校展示解説図録編集委員会編 2000 年『解説 旧見付学校』磐田市
財団法人文化財建造物保存技術協会編 1977 年『国指定史跡 旧見付学校々舎修理工事報告書』磐田市
財団法人文化財建造物保存技術協会編 1993 年『史跡 旧見付学校附磐田文庫修理工事報告書』磐田市
特定非営利法人静岡県伝統建築技術協会編 2015 年『磐田市指定文化財 淡海国玉神社本殿修理工事報告書』宗教法人淡海国玉神社
見付天神裸祭保存会編 2010 年『国の重要無形民俗文化財 見付天神裸祭の記録 ―「以前の裸祭」の記録―』見付天神裸祭保存会
6. 第 3 章第 5 節は専門機関に委託した調査業務の報告書を再編集・加筆したものである。
7. 本文中で「現況」としたものは令和 3 年度に調査または撮影したものであり、その他については時期を可能な限り明確にした。
8. 読み手の便宜を図るため昭和 63 年（1988 年）までは西暦を付した。
9. 本書でいう「文化財」は、『磐田市文化財保存活用地域計画』に準じ、指定の有無を問わず文化財保護法に規定される 6 種類（有形文化財、無形文化財、民俗文化財、記念物、文化的景観、伝統的建造物群）の文化財や埋蔵文化財、文化財の保存技術の他、歴史的・文化的価値を有するさまざまな文化財を範囲とする。
10. 本書では史跡指定地をさす場合は「旧見付学校附磐田文庫」、建造物をさす場合は「旧見付学校校舎」、現在の市の組織をさす場合は「旧見付学校」、明治時代の初等教育組織をさす場合は「見付学校」と標記することを原則とした。

史跡旧見付学校附磐田文庫保存活用計画 本文目次

序章	第1節 計画作成の背景と目的
	第2節 本計画の位置づけ
	第3節 官民協働によるまちづくりの提言
	第4節 作成協議会の設置・協議経緯
第1章 史跡の概要	
	第1節 史跡の名称及び所在地
	第2節 指定の経緯
	第3節 史跡の管理団体
	第4節 本計画の区域
	第5節 指定理由
	第6節 見付地区の沿革
	第7節 見付学校の沿革
	第8節 淡海国玉神社（総社）と大久保家
	第9節 磐田文庫の沿革
第2章 史跡の本質的価値	
	第1節 史跡の本質的価値の整理
	第2節 本質的価値を構成する諸要素とその他の諸要素
第3章 保存の現状と課題	
	第1節 南エリアの保存の現状（旧見付学校校舎周辺）
	第2節 南エリアの保存の現状（磐田文庫）
	第3節 中央エリアの保存の現状（淡海国玉神社）
	第4節 北エリアの保存の現状
	第5節 各種調査
	第6節 課題
第4章 活用の現状と課題	
	第1節 現状
	第2節 課題
第5章 整備の現状と課題	
	第1節 南エリアの整備（旧見付学校校舎周辺）
	第2節 南エリアの整備（磐田文庫）・他のエリアの整備
	第3節 課題
第6章 運営・体制の整備の現状と課題	
	第1節 経過
	第2節 現状

第3節 課題

第7章 大綱及び基本方針

第1節 大綱

第2節 基本方針

第8章 保存の方向性と方法

第1節 方向性

第2節 保存管理

第3節 防災・防犯対策

第4節 現状変更の取り扱い方針と取り扱い基準

第5節 旧見付学校校舎および磐田文庫の保存管理

第6節 史跡の追加指定の方針

第9章 活用の方向性と方法

第1節 方向性

第2節 史跡の活用

第3節 旧見付学校校舎および磐田文庫の活用

第4節 調査研究

第5節 情報発信

第10章 整備の方向性と方法

第1節 方向性

第2節 方法

第11章 運営・体制の整備の方向性と方法

第1節 方向性

第2節 方法

第12章 計画期間と実施計画

第13章 経過観察

挿入図版目次

図 1	磐田市の位置
図 2	旧見付学校附磐田文庫の位置
図 3	本計画の位置づけ
図 4	土地区分図
図 5	本計画周辺図
図 6	周辺地籍図
図 7	指定地公有地化経過図
図 8	遠州三大学校
図 9	古墳～平安時代の見付・中泉地区
図 10	見付学校変遷模式図
図 11	大久保家系図
図 12	エリア区分図
図 13	見付学校建設予定地図
図 14	南エリア全体図
図 15	現況立面図
図 16	現況平面図
図 17	管理棟実測図
図 18	ポンプ小屋実測図
図 19	昭和 54 年度防災施設工事平面図
図 20	土砂災害警戒区域
図 21	磐田文庫平立面図
図 22	基礎設計図
図 23	中央エリア全体図
図 24	淡海国玉神社本殿平立面図
図 25	淡海国玉神社拝殿・幣殿平立面図
図 26	中門立面図
図 27	淡海国玉神社社務所設計図
図 28	北エリア全体図
図 29	幼稚園（第二副築）推定図
図 30	見付体育会コート推定図
図 31	塔之壇テニスコート跡平面図
図 32	相観植生図
図 33	オルソ画像の浄書図面
図 34	入館者数の推移
図 35	昭和 53 年度環境整備工事平面図

図 36	トイレ実測図
図 37	正門・裏門立面図
図 38	周辺環境整備工事等平面図
図 39	文化財課組織図
図 40	大綱・基本方針模式図
図 41	石垣構成礫の破損状況
図 42	大久保家周辺図
図 43	大久保家 1 階平面図・南面立面図
図 44	旧見付学校を取り巻く環境と価値づけのイメージ

表目次

表 1	旧見付学校附磐田文庫保存活用計画作成協議会委員名簿
表 2	旧見付学校附磐田文庫指定地一覧
表 3	旧見付学校附磐田文庫周辺地一覧
表 4	見付学校沿革表
表 5	本計画の構成要素分類表
表 6	日常管理（史跡）チェックリスト
表 7	日常管理（旧見付学校校舎および磐田文庫）チェックリスト
表 8	史跡名勝天然記念物標識等設置基準規則に基づく標識等の設置基準
表 9	現状変更等の許可を必要とする行為
表 10	現状変更等の許可を必要としない行為
表 11	現状変更等の取扱基準
表 12	散策マップ（史跡）表示項目
表 13	散策マップ（周辺文化財）表示項目
表 14	沿革誌一覧
表 15	整備基本計画の検討項目とめざす方向性
表 16	保存事業一覧
表 17	活用事業一覧
表 18	整備事業一覧
表 19	運営体制事業一覧

写真目次

巻頭写真

旧見付学校現況

磐田文庫現況

開校式当日の見付学校

同上 カラー補正写真

建設中の見付学校と裏書

明治後期から大正初期の見付学校

大正 10 年ごろの見付学校

見付高等裁縫女子青年学校時代

市立郷土館

解体修理前の郷土館

環境整備工事完了後の郷土館

写真 1 平成 7 年度報告書

写真 2 平成 10 年度報告書整備後イメージ
図

写真 3 旧見付学校附磐田文庫周辺航空写
真

写真 4 大見寺絵図

写真 5 伝馬朱印状

写真 6 阿多古山一里塚

写真 7 脇本陣門

写真 8 大正時代の見付の町並み

写真 9 子ども厄除け地蔵での慰霊祭

写真 10 大久保忠利

写真 11 女子児童たち

写真 12 見付高等小学校職員

写真 13 明治 36 年ごろの配置

写真 14 鐘鑄塚校舎

写真 15 城之腰校舎

写真 16 城之腰校舎の現況 磐田北小学校

写真 17 授業料領収証

写真 18 障害物競争

写真 19 大久保家文書

写真 20 旧見付学校

写真 21 磐田文庫

写真 22 前庭

写真 23 境内地

写真 24 旧幼稚園及び園庭

写真 25 教科書

写真 26 卒業証書

写真 27 磐田文庫書目録

写真 28 昭和 51 年度 修理工事直後の校
舎内部

写真 29 四隅の黒漆喰

写真 30 玄関

写真 31 天井と方杖

写真 32 上げ下げ造りの窓

写真 33 外階段

写真 34 3 階に残された塔屋の柱

写真 35 石灯籠

写真 36 管理棟・ポンプ小屋・放水銃

写真 37 敷地南側

写真 38 北側側溝

写真 39 集水桝 玄関東

写真 40 污水管 敷地南

写真 41 防火水槽

写真 42 駐車場

写真 43 昭和 54 年度 ポンプ小屋設置工
事状況

写真 44 平成 28 年度消火設備改修工事既
存配管敷設状況

写真 45 磐田消防署と連携した消火・放水
訓練

写真 46 防犯カメラ

写真 47 磐田文庫

写真 48 磐田文庫古写真 昭和 31 年

写真 49 修理工事前 平成 4 年

写真 50 修理工事後の磐田文庫

写真 51 第一副築平面図

写真 52 淡海国玉神社社殿全景

写真 53 旧磐田市農業協同組合前野出張所

写真 54	本殿	写真 83	案内看板現況
写真 55	明暦 3 年の銘がある擬宝珠	写真 84	門柱付近現況
写真 56	淡海国玉神社社殿	写真 85	案内看板現況
写真 57	鳥居及び標柱	写真 86	環境整備工事竣工状況
写真 58	移転前の鳥居・標柱	写真 87	北側擁壁の現況
写真 59	中門・石段・玉垣	写真 88	駐車場の現況
写真 60	兎像	写真 89	竣工当時の本通り広場
写真 61	井戸小屋及び手水舎	写真 90	旧見付学校協議会の様子
写真 62	手水鉢	写真 91	見付宿たのしい文化展
写真 63	御札納所石柱及び石灯籠	写真 92	淡海国玉神社本殿の倒木
写真 64	玉垣	写真 93	大久保家
写真 65	中門脇の説明・案内板	写真 94	大久保家内部
写真 66	淡海国玉神社社務所外観	写真 95	「学制」公布 150 年と令和の教育展
写真 67	神社倉庫	写真 96	リニューアルした 3 階スペース
写真 68	馬場町防災倉庫	写真 97	令和 3 年度歴史文書館企画展「歴史資料から見た磐田の近代教育」
写真 69	ポンプ格納庫及び遊具	写真 98	昔の授業体験
写真 70	淡海国玉神社境内側溝	写真 99	緋の着物で撮影散策
写真 71	第二副築平面図	写真 100	入館者 50 万人記念式典
写真 72	テニス風景	写真 101	地元中学校とのコラボレーションによる企画
写真 73	テニスコート跡現況 北西より	写真 102	見付宿歴史講座風景
写真 74	テニスコート跡現況 南東擁壁	写真 103	復元教室を使った演奏会
写真 75	竣工時のテニスコート	写真 104	沿革誌
写真 76	昭和 56 年のパンフレット	写真 105	「しずおか遺産」ロゴマーク
写真 77	『解説 旧見付学校』	写真 106	旧見付学校だより
写真 78	復元教室	写真 107	磐田 TV での情報発信の例
写真 79	校長室	写真 108	ボランティアによる運営補助
写真 80	ライトアップされた旧見付学校校舎	写真 109	静岡文化芸術大学地域連携演習
写真 81	昭和 53 年度環境整備工事		
写真 82	トイレ現況		

序章

第1節 計画作成の背景と目的

(1) 背景

磐田市は日本の大動脈といわれる東海道の真ん中にあり、静岡県西部の中央に位置している。面積は163.45k㎡である。その範囲は東西11.5km、南北27.1kmあり、東西に比べて南北に細長い形状をしている。気候は温暖で年間平均気温は16.3℃、年間降水量は1,800mm、日照時間は年間平均2,200時間を超えて全国的に見ても長い。人口は165,230人（令和7年1月末現在）で県内第5位・県西部第2位である。全国でもトップクラスの製造品出荷額等を誇る中核都市として発展してきた。



図1 磐田市の位置

歴史・文化においては、遠江国（静岡県西部）の中心都市として、特に古墳時代から中世に至るまで栄え、その繁栄は史跡や埋蔵文化財の豊富さにつながっている。本市ではこうした文化財の保護のために、昭和30年代から専門職員を配置して発掘調査に対応すると同時に、昭和28年（1953）には市立郷土館（現・旧見付学校）、昭和62年（1987）には埋蔵文化財センター、平成20年には公文書館を兼ねた歴史文書館を開館するなど、他の自治体に先んじて市民への文化財の啓発活動を進めてきた。平成17年度にスタートした特別史跡遠江国分寺跡の再整備事業も令和3年度に本格的な工事を開始し、展示会や講演会など市民の関心が高まるような企画を行っている。

また、令和3年7月に文化庁より県内初となる磐田市文化財保存活用地域計画の認定を受けた。これをもとに、散逸や滅失の恐れが懸念される中、文化財を適切に保存し、次世代に継承していくとともに、歴史文化の魅力を活かして観光振興や地域振興に結び付ける取組が求められている。しかし、少子高齢化・人口減少社会の進行による文化財の担い手の減少や、以前から予測されている南海トラフ地震をはじめ、地球温暖化の進行によるこれまでに経験のない風雨災害を想定する必要性が生じており、その対策が大きな課題となっている。

(2) 目的

史跡旧見付学校附磐田文庫は市の中心市街地である見付地区のほぼ真ん中にあって、古くから市民にも周知された文化遺産である。磐田北小学校・富士見小学校の前身であり、年間約2万人の来場者を迎える、市を代表する観光地でもある。しかし、昭和51年（1976）

の全解体修理から40年以上が経過し、一部に老朽化が見られること、入場者数が減少傾向にあることなどから、新たな価値の創造や今後の保存活用の方向性を定めることが求められている。また、隣接する大久保家は淡海国玉神社の神官家にあたり、見付学校や磐田文庫の設立に大きく関与していることから、史跡の範囲についても再検討する必要がある。

本計画において、こうした個々の文化財の保存状態や管理状況等を整理し、次世代への継承に向けての課題を整理し、保存・活用を図るために必要な事業等の実施計画を定め、これに基づいて中長期的な観点からの取組を進めていく。

そして、保存・活用の考え方や市等が取り組んでいく具体的な取組の内容を位置づけた、文化財の保存・活用を進めていくための指針とする。

これにより、磐田市が目指すまちづくりの大きな柱の一つである、「市民が誇れる自然と歴史・文化のまち」という将来像の実現が達成され、これまで以上に旧見付学校の五階校舎が市民に愛され、郷土に誇りが持てることを目的とする。

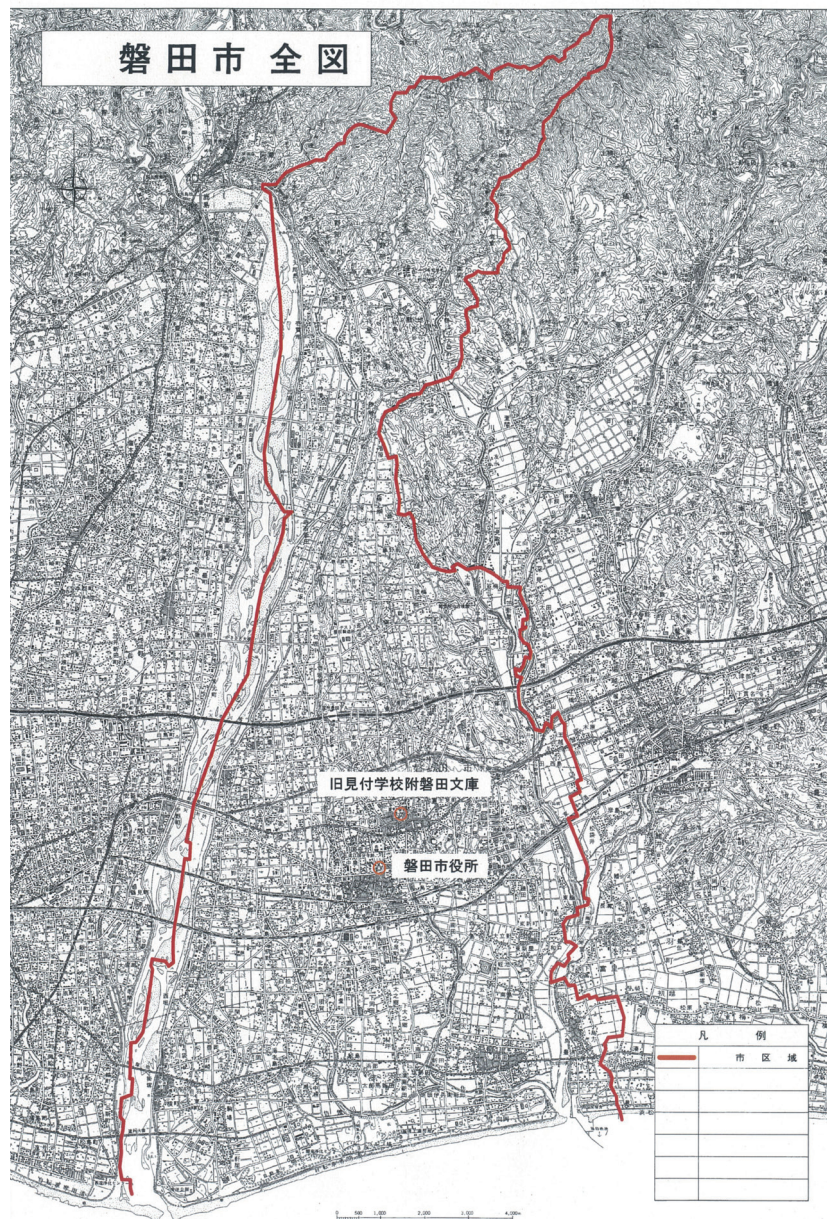


図2 旧見付学校附磐田文庫の位置

第2節 本計画の位置づけ

本計画は、文化財保護法で規定されている保存活用計画として、静岡県文化財保存活用大綱に基づいて作成した。

○静岡県文化財保存活用大綱 令和2年3月策定

静岡県における文化財の保存と活用の基本的な方向性を明らかにしたものであり、基本方針として「文化財の確実な保存」「文化財を支える多様な人材の育成」「文化財の効果的な活用」の3つを掲げ、広域の市町の連携ネットワークの推進や、人材育成などによる市町への支援を行うこととしている。この「大綱」は県における文化財行政の基本的な方向性を明らかにしたものであり、本計画はこれを反映し、対応させて整合を図る。

さらに、市の上位計画を反映させ、整合を図る。

○磐田市の上位計画

『第2次磐田市総合計画』平成29年3月策定 計画期間：平成29年度～令和8年度

「文化財の保全・整備・活用を進めます」の小項目として、「旧見付学校等の文化財関係施設や資料公開の充実」を挙げ、文化財を総合的に保護する施策を掲げている。なお、令和8年度までの第2次磐田市総合計画に引き続き、第3次磐田市総合計画においても整合が図れるよう調整する。

『磐田市文化財保存活用地域計画』令和3年7月認定

計画期間：令和3年度～令和11年度

指定文化財や市の歴史についての記載で触れている他、保存・活用に関する措置のうち方針1・施策2「磐田市総ぐるみの取り組みの推進」として旧見付学校におけるソフト事業の取り組みを掲載し、継続して行っていくとしている。また、方針3・施策1「保存活用・整備計画の作成」の中で大久保家の調査・研究を行い、追加指定をめざすことを明記している。さらに、市内を9地区に区分し、見付地区については「遠府の地 守護所から自治都市」と名付け、保存活用区域として設定した。旧見付学校などの施設の安全性や耐震補強、大久保家の取り扱いを最優先の事業とした。

また、以下の関連計画との連携を図る。文化財は市政の中で一定の位置付けがされている。本計画は、これら関連計画との連携も踏まえて作成するとともに、関連計画が更新される際には、策定担当部局に積極的に働きかけを行い、文化財の保存・活用の位置づけと連携をより強固に、明確にしていく。

『磐田の教育』令和6年8月発行（毎年度発行）

磐田市教育委員会が掲げる教育の目標と方針・施策を示した『磐田の教育』では、「方針2 地域コミュニティの活用」のうち「施策1 地域の学習資源を活かした教育活動の推進」として、旧見付学校の活動を紹介するとともに小中学校を対象とした学習支援を行っていること、「方針3 学びの場や環境の整備」のうち、「施策4 歴史遺産の整備・活用」として、本計画の作成を含め、文化財の調査・保存・整備・活用を行うと明記されている。

○磐田市の関連計画

関連計画として、以下の4つの計画を挙げる。

『磐田市景観形成ガイドプラン』平成23年3月策定

「貴重な歴史文化を景観形成に活かす」として、市内を北部・中央部・南部の3地域に分け、中央部エリアでは「旧見付学校や遠江国分寺跡、旧赤松家等については、文化財としての適切な保全・整備を図るとともに、地域のシンボルやランドマークとしての活用を図る」としている。また、見付・池田・掛塚地区等の歴史的市街地については、各地域の歴史文化資源の保全・活用を図りながら、歴史を感じる街並み形成を進めるとしている。

『磐田市観光まちづくりビジョン』平成29年策定 計画期間：平成29年度～令和3年度

「古くは遠江国分寺（が建てられて）栄え、東海道見付宿としてにぎわった磐田市ならではの歴史と文化を観光資源として大切に、広く伝えていきたい」としている。

『磐田市都市計画マスタープラン』平成19年度策定、平成30年3月改訂

計画期間：平成30年度～令和19年度

大きな目標の4項目の一つに「地域の特性を活かした官民連携による都市づくり」を挙げ、「見付地区・池田地区や掛塚地区では、地域の歴史的・文化的資源と調和した街並みの保全を図ります。特に見付地区では、歩行者の安全性の確保や商業地としての魅力づくりに配慮しながら、地区内に数多く点在する社寺や土蔵等の資源を活かした宿場町や旧東海道筋をイメージさせる街並みの形成を図ります」としている。その上で、地域別構想では市内を10地域に区分して、見付地区では「旧街道沿道では宿場町の面影が残るほか、旧見付学校等の歴史・文化的資源が豊富に存在しています」としている。

『第2次磐田市環境基本計画』平成30年3月策定 計画期間：平成30年度～令和9年度

「歴史文化とふれあう機会の創出・活用」として、旧見付学校の写真を掲載し、歴史文化遺産の保全、歴史的・文化的遺産の保護顕彰、歴史・郷土資料の展示、継承・学習、公開・学習機会等の充実などを挙げている。

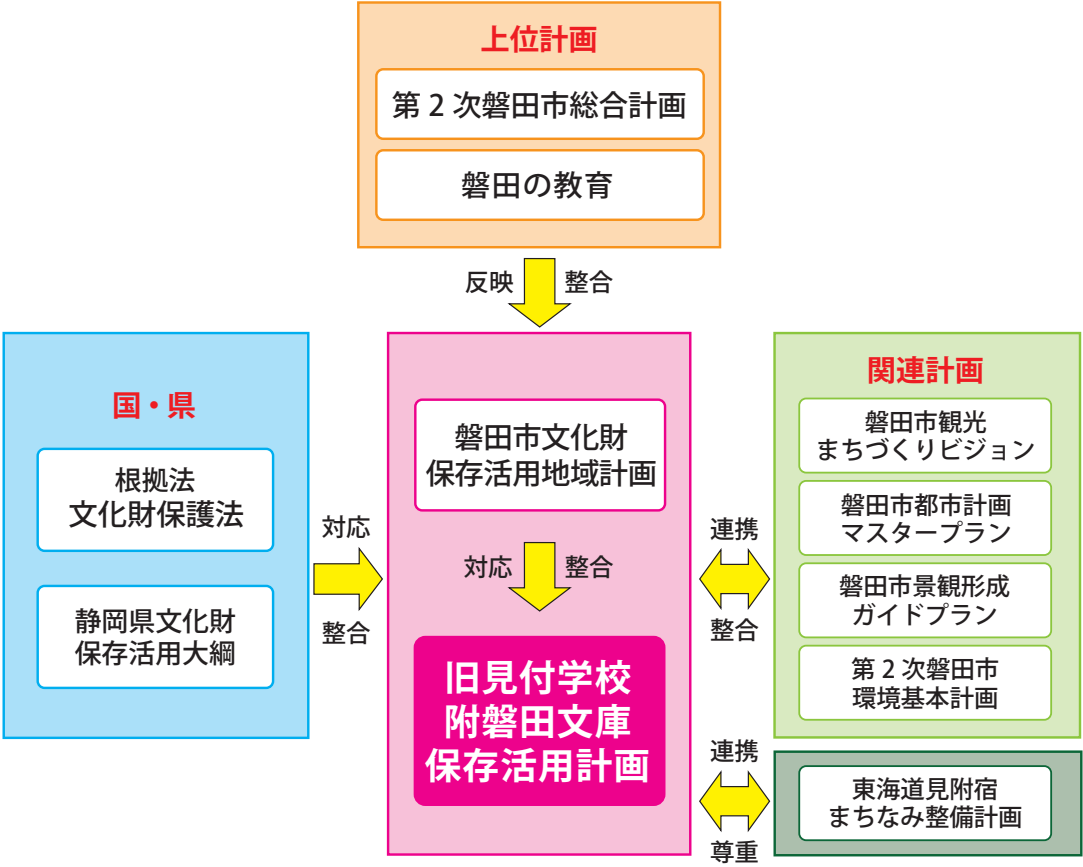


図3 本計画の位置づけ

第3節 官民協働によるまちづくりの提言

平成7年度、市役所内でまちなみ整備計画の策定が計画され、熊切正次氏を会長として市役所の担当者を含め17名で構成される策定委員会による報告書『平成7年度 東海道見付宿まちなみ整備計画策定事業』が完成した。この中では5か所の整備エリアが選定され、指定地周辺は「塔之壇と旧見付学校周辺エリア」と規定され、「旧見付学校を中心に見付本通り広場公園と塔之壇公園、大久保家を活用し、これらと周辺の歴史財を散策路で結ぶ。磐田市の歴史文化のシンボル、核とするため、駐車場確保を含め一体的な整備を目指す。」とした。

平成9年度にはこの活動を「見付宿を考える会」が引き継ぎ、『ふらっと見付しみじみ見付 ―歴史が風にそよぐまち―』が刊行された。「名物部会」「水の部会」「佇まい部会」「磨き上げ部会」の4部会に分かれて内容のさらなる検討を行った。中でも「佇まい部会」では指定地周辺を「学びの里」と位置づけ、イベントや周知、集客に関する提言を行った。

平成10年度には寺田以氏を会長として地域住民・市職員・オブザーバー・コンサルタント計20名からなる旧見付学校周辺整備調査検討委員会が組織され、『平成10年度旧見付学校周辺整備調査 ふるさとの歴史が見える塔之壇一歩いてみませんか！この丘から―』を刊行した。より一層具体的な整備方法が示され、塔之壇公園の大規模な整備と見付本通り広場公園の再整備、大久保家の整備などをあわせて周辺エリアの活性化を図るものであった。

3つの報告はいずれもテニスコートについては国指定史跡の範囲であり、現状変更が難しい点が考慮されていないが、塔之壇公園を整備する必要があること、見付本通り広場公園も再整備する必要があること、大久保家についても現指定地と一体化した整備を行う必要があることなどがうたわれている。本計画も、これらと整合が取れる内容となるように心がけた。

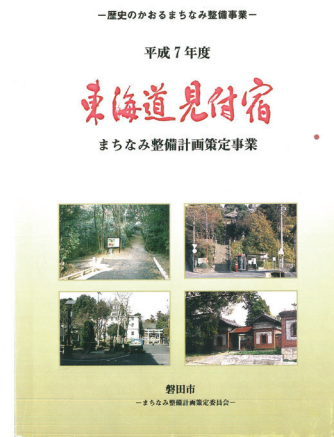


写真1 平成7年度報告書



写真2 平成10年度報告書整備後イメージ図

第4節 作成協議会の設置・協議経緯

本計画の作成にあたっては作成協議会を設置し、協議を行った。

また、文化庁及び静岡県との協議を行った。

表1 旧見付学校附磐田文庫保存活用計画作成協議会委員名簿

任期：令和4年10月1日～令和6年9月30日

分野	氏名	役職等	備考
大学教授	松尾 由希子	静岡大学教職センター准教授（～R5.8） 愛知大学文学部教授（R5.9～）	臨時委員 部会長
大学教授	山下 廉太郎	朝日大学教職課程センター副センター長 教授	臨時委員
有識者	平野 吾郎	磐田市文化財保護審議会会長（～R5.9）	臨時委員
地方文化財保護審議会	鈴木 敬雄	磐田市文化財保護審議会委員	
保存活用支援団体	寺田 伊勢男	見付宿を考える会 会長	臨時委員
史跡所有者	久野 隆	淡海国玉神社 代表役員	臨時委員
有識者	伊藤 敦之	大久保家代表	臨時委員
有識者	森 美久	磐田市観光協会事務局長（～R5.3）	臨時委員

協議経過

令和2年10月27日	文化庁調査官現地視察・指導
令和3年8月16日	素案完成、県に送付
9月7日	県の修正案を国に送付
10月7日	文化庁調査官現地視察・指導
12月15日	令和3年度第1回磐田市文化財保護審議会
令和4年8月30日	令和4年度第1回磐田市文化財保護審議会
10月21日	第1回旧見付学校附磐田文庫保存活用計画作成協議会
12月20日	文化庁指導
令和5年3月20日	修正案送付 4月7日返却
5月25日	県現地視察・指導（事前に修正案送付）
7月18日	文化庁指導
8月28日	令和5年度第1回磐田市旧見付学校協議会
10月28日	第2回旧見付学校附磐田文庫保存活用計画作成協議会
パブリックコメント	募集期間：令和5年12月11日～令和6年1月19日

第1章 史跡の概要

第1節 史跡の名称及び所在地

名称 旧見付学校附磐田文庫

史跡指定 昭和44年（1969）4月12日 文部省告示第134号

指定基準 特別史跡名勝天然記念物及び史跡名勝天然記念物指定基準
（昭和二十六年文化財保護委員会告示第二号）

四．学校、研究施設、文化施設その他教育・学術、文化に関する遺跡

所在地 磐田市見付2452番1外7筆

指定地の内訳は表2のとおりである。また、周辺地についても指定地と密接な関係にあるため、現況に即して分類し表3に示した。

表2 旧見付学校附磐田文庫指定地一覧

	地番			現況	地目	地積(m ²)	所有者
北エリア	磐田市見付	字塔ノ壇	2426-89	塔之壇公園	学校用地	986	磐田市
南エリア	磐田市見付	字宮小路	2452-1	校舎南・前庭	学校用地	493	磐田市
中央エリア	磐田市見付	字宮小路	2452-2	社務所	境内地	340	淡海国玉神社
	磐田市見付	字宮小路	2453-1	神社境内	境内地	3190	淡海国玉神社
南エリア	磐田市見付	字宮小路	2453-2	校舎北	学校用地	354	磐田市
	磐田市見付	字宮小路	2578	前庭	宅地	77.21	磐田市
	磐田市見付	字宮小路	2579	前庭	宅地	70.12	磐田市
	磐田市見付	字宮小路	2586	前庭	学校用地	63	磐田市
	指定地計					5573.33	

※エリアの区分については図11を参照

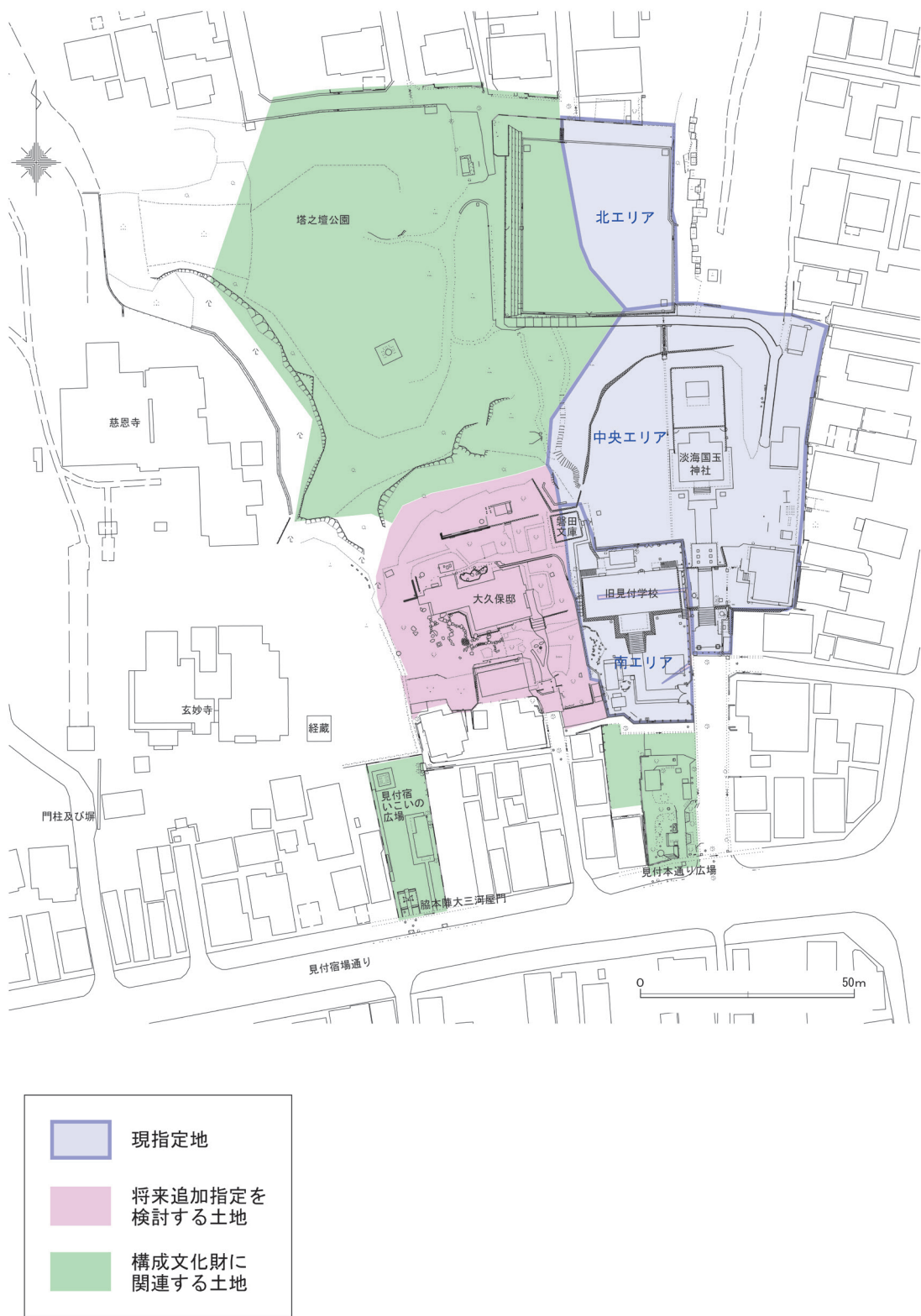


図4 土地区分図



図5 本計画周辺図

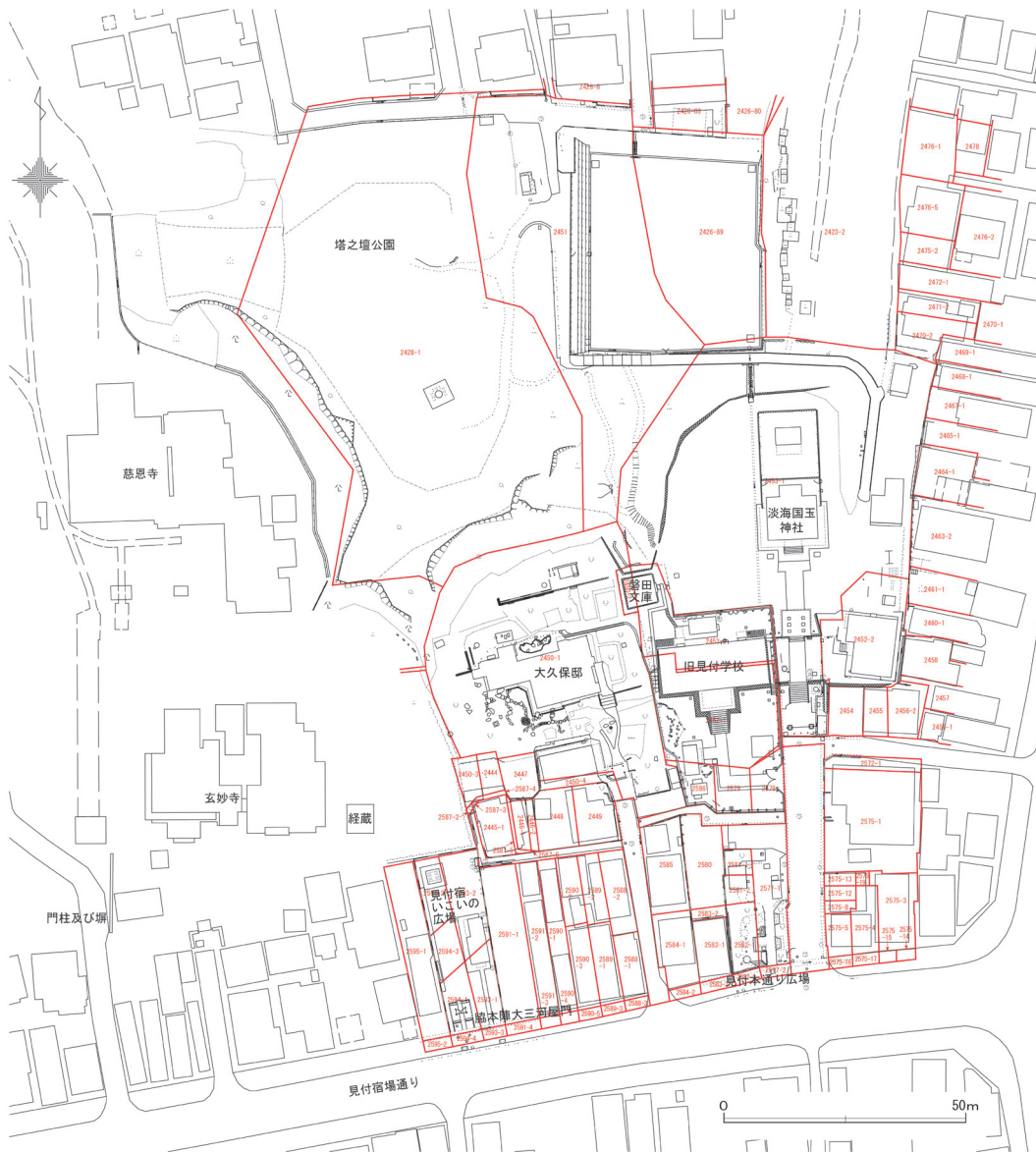


図 6 周辺地籍図

表3 旧見付学校附磐田文庫周辺地一覧

地番	現況	地目	地積(㎡)	所有者
磐田市見付 字宮小路 2452-3	旧見付学校敷地	学校用地	25	磐田市
旧見付学校敷地計			25	
磐田市見付 字宮小路 2450-2	磐田文庫西	宅地	27.98	磐田市
磐田市見付 字宮小路 2444	大久保家	宅地	35.70	個人
磐田市見付 字宮小路 2446-2	大久保家	宅地	16.73	個人
磐田市見付 字宮小路 2447	大久保家	宅地	65.92	個人
磐田市見付 字宮小路 2450-1	大久保家	宅地	2016.39	個人
磐田市見付 字宮小路 2450-3	大久保家	宅地	42.12	個人
磐田市見付 字宮小路 2450-4	大久保家	宅地	39.82	個人
大久保家住宅他計			2244.66	
磐田市見付 字塔ノ壇 2451	塔之壇公園	山林	2279	磐田市
磐田市見付 字塔ノ壇 2428-1	塔之壇公園	山林	4568	淡海国玉神社
塔之壇公園計			6847	
磐田市見付 字宮小路 2577-1	見付本通り広場	宅地	227.85	磐田市
磐田市見付 字宮小路 2581-1	見付本通り広場	宅地	30.60	磐田市
磐田市見付 字宮小路 2581-2	見付本通り広場	宅地	34.87	磐田市
磐田市見付 字宮小路 2582-1	見付本通り広場	宅地	81.10	磐田市
見付本通り広場計			374.42	
磐田市見付 字馬場 2593-1	見付宿いこいの広場	宅地	90.54	磐田市
磐田市見付 字馬場 2593-2	見付宿いこいの広場	宅地	142.11	磐田市
磐田市見付 字西坂 2594-1	見付宿いこいの広場	宅地	78.56	磐田市
磐田市見付 字西坂 2594-2	見付宿いこいの広場	宅地	78.05	磐田市
磐田市見付 字西坂 2594-3	見付宿いこいの広場	宅地	57.67	磐田市
見付宿いこいの広場計			446.93	

※「大久保家住宅他」には市が大久保家から取得した土地を含む

第2節 指定の経緯

旧見付学校校舎は昭和21年（1946）から磐田病院として使用されていたが、病院が昭和27年（1952）3月に新築移転すると、文化財としての活用が検討された。昭和28年（1953）9月1日付で文化財保護委員会宛て建造物保護指定の申請を行った記録が残る。このときは重要文化財への指定を企図したものであったが、築年数の不足（当時は築200年以上）という理由で指定にはならなかった。昭和31年（1956）6月にも文化財保護委員会と協議しているが、「まず県指定文化財としたらどうか」との助言があった。こうした経緯で昭和32年（1957）5月13日に旧見付小学校校舎（1棟）として静岡県指定有形文化財（建造物）に指定された。

その後、昭和43年（1968）9月に史跡指定申請書を提出し、昭和44年（1969）4月12日付庁保記第9の18号により隣接する磐田文庫とともに史跡に指定された旨の通知があった。官報告示は文部省告示第134号（昭和44年〔1969〕4月12日付）である。なお、国・県で異なる類型での指定となったため、昭和46年（1971）1月に県と協議し、昭和46年3月19日付静岡県教育委員会告示第7号により県指定文化財の指定は解除された。



写真3 旧見付学校附磐田文庫周辺航空写真
（昭和56年（1981）ごろ）

第3節 史跡の管理団体

文化財保護法第113条第1項の規定により、史跡旧見付学校附磐田文庫を管理すべき地方公共団体として令和5年に磐田市が指定された。官報告示は、文化庁告示第29号（令和5年〔2023〕12月7日付）である。

第4節 本計画の区域

本計画の区域は図4のとおりである。

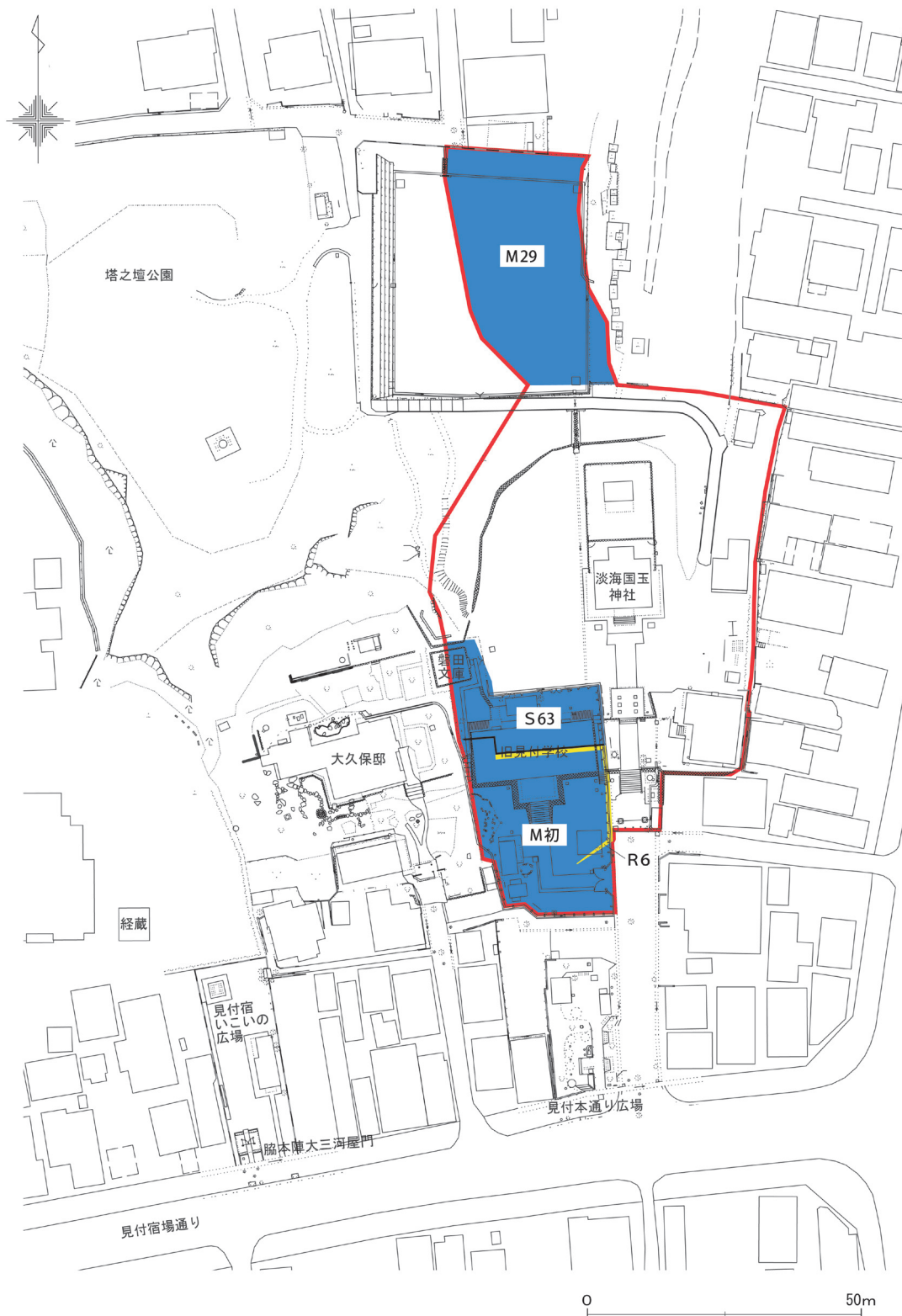


図7 指定地公有地化経過図

第5節 指定理由

昭和44年（1969）4月12日付の史跡指定の際に庁保記第9の18号にて文部大臣名で磐田市長・淡海国玉神社宛てに通知された指定理由は以下の通りである。（図や西暦は参考資料として補記・掲載。明らかな誤字以外は原文のままとした）

見付学校は、明治5年（1872）の学制発布をうけ、明治7年（1874）10月に着工、翌8年（1875）7月落成開校した、日本でもっとも古い小学校のひとつであり、同時期に建設された坊中学校（磐田市鎌田）、西之島学校（井通小学校 磐田郡豊田村）とともに遠州3大学校と称されたが、このうち建物が現存するのは、見付学校のみである。学制によって浜松県は第2大学区に属し、見付は第2大学区の「第12番中学区第1番小学見付学校」と称された。

当時、地区有志は学校開設につとめ寺院を仮校舎とし、明治6年（1873）8月、開校したが、同時に新築校舎の資金調達にかかり、惣社淡海国玉神社より境内地の寄附をうけ、同社の磐田文庫に隣接する地に校舎を建設し、明治8年（1875）1月、上棟式を行い8年7月、落成とともに直ちに学校を寺より移転したのである。

校舎は、基礎石垣の上に洋風木造2階建、屋上に二層の楼を重ねた1棟で、玄関にはエンタシス式の柱を配し、外壁面は漆喰塗り、床板は斜張りとし、内部は中央階段で、その左右に教室等を設けた。

明治9年（1876）9月生徒数の増加により、東側に1棟を増築したが現存せず、16年（1883）8月、さらに本館2階天井裏を改造して3階を増築し、二層の楼をその上にあげて屋根を寄棟造瓦葺に改め、ほぼ現状のごとき校舎となった。俗に「見付の5階」と称される所以である。明治18年（1885）の生徒数男390、女263、計653人に達したが運動場は校前のわずかの敷地にとどまり、つねに淡海国玉神社の境内を仮用していたから、明治24年（1891）9月、あらたに多峯山上に運動場を造成した。

明治41年（1908）4月に至り、義務教育年限延長にともなう学校組織の変更により、見付学校は廃止されたが、新築校舎の完成する大正11年（1922）まで本校舎は新組織の学校として使用され、その後県立見付中学校（現磐田南高校）の仮校舎、見付高等裁縫女学校、准教員養成所、見付練武館をへて戦時中は陸軍病院、戦後は市立病院となり、昭和28年（1953）まで使用されたが、現在は郷土館として保存されている。

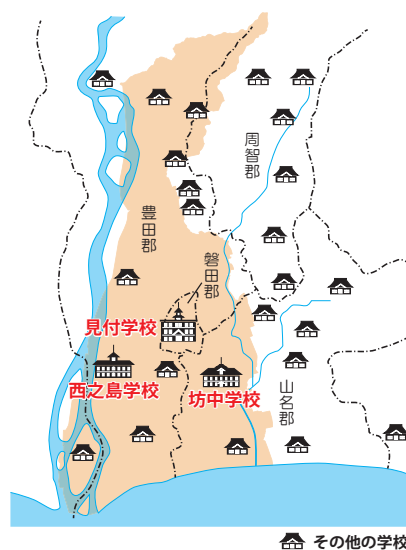


図8 遠州三大学校

以上の期間中若干の内部改装、窓枠の変更等はあったが、なおよく旧態をのこしている。

磐田文庫は淡海国玉神社の神宮大久保忠尚が元治元年（1864）4月に設立したもので、忠尚は自宅に門生をあつめ、和漢の書を講じ、また遠州報国隊の首領として維新に活躍したが、見付学校の設立代表者たる古沢脩はその門生であり、女婿の忠利も見付学校の誘致に力を入れ、明治8年（1875）2月、父祖伝来の境内地を学校用地として浜松県令に寄附した。このように磐田文庫は遠州国学の象徴であり、見付学校設立ときわめて関係がふかく、現在も学校裏手に遺存している。

今回指定するものは、見付学校、磐田文庫の遺存する旧学校用地・運動場および神社境内地をあわせた地域である。

以上のように学制の発布から学校の建設に至る経緯が年次を追って丁寧に説明されており、よく旧態を残した建造物が遺存する土地としての価値を述べたものである。同時に、増築校舎、明治24年（1891）における運動場の造成の経緯などについても説明されている。これは指定された史跡の範囲の意味を説明するものとなっている。

磐田文庫についても、建造物が遺存する土地としての価値が説明されている。淡海国玉神社や大久保家、遠州報国隊などのキーワードとともに、忠尚の事績だけではなく忠利と見付学校との関係も同時に述べられ、磐田文庫だけではない史跡指定地と大久保家とのつながりが述べられている。

第6節 見付地区の沿革

(1) 原始・古代・中世

本地区は縄文時代の貝塚や古墳などが所在し、古くから人が住んでいた。地区の南側の今之浦地区はかつて潟湖であり、そこで捕れるシジミを狙って地区の南端に見性寺貝塚が造られた。見性寺貝塚は縄文時代後・晩期の遺跡であるが、弥生時代後期や古墳時代中期の土器も出土しており、継続して人々の生活が営まれていたことがわかる。古墳時代中期には地区の外れに兜塚古墳（直径 80m、静岡県最大の円墳）が造られていることから、有力者の拠点になっていたことがわかる。

奈良時代には隣接する中泉地区に遠江国府が置かれ、両地区の境に遠江国分寺が置かれた。遠江国府は平安時代以降に見付地区に移ったことが「東関紀行」などの書物によってわかる。

今之浦は万葉集に見える「大之浦」に比定され、磐田原台地の南側から袋井・掛川方面をつなぐ舟運が発達していた。磐田市南東部に位置する元島遺跡からは中世の交易を示す資料が出土している。こうした水陸両方の利便性が見付地区繁栄の基礎となり、中世以降も守護所として遠江国の政治文化の中心としての役割を果たしてきた。

南北朝時代には足利氏の一族である今川範国が尊氏に従って戦功を挙げ、遠江・駿河2国の守護となり、見付地区にあった守護所で政治を行った。範国の二男・貞世（了俊）が九州探題を解任されて失脚した後は、長男の子孫も駿河国に本拠を移し、遠江守護は同じく足利家一族の斯波氏が務めることになった。斯波氏はその最盛期には幕府管領と越前・尾張・遠江3国の守護を兼ねていたが、寛正6年（1465）に始まる義敏と義廉の間での家督争いが応仁の乱の契機のひとつとなり、勢力が衰えた。そして、範国から数えて7代目（または8代目）の今川家当主氏親は遠江国に侵攻し、20年余にわたって斯波氏等と戦い、永正5年（1508）に遠江国守護に任命された。永正14年（1517）には斯波義

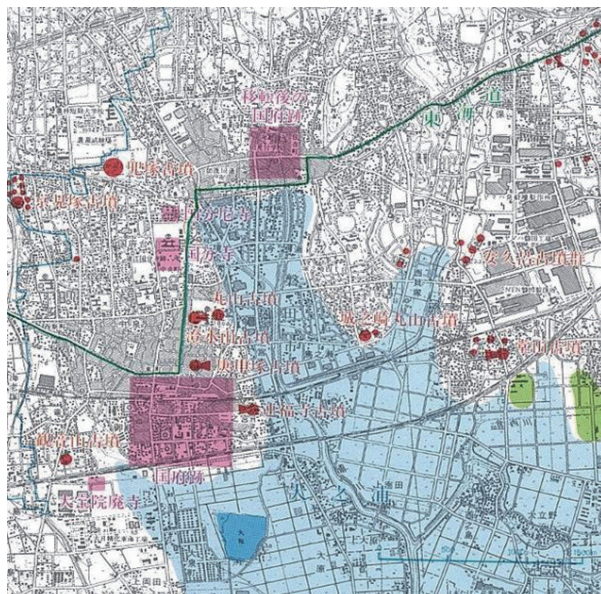


図9 古墳～平安時代の見付・中泉地区



写真4 大見寺絵図（見付端城）

敏の孫義達と戦い、これを捕虜として、遠江国を支配下に置いた。戦国大名へと成長した今川氏親の領国はその子氏輝・義元、義元の子氏真へと引き継がれた。

見付地区には引き続き国府・守護所が置かれ、大永年間（1520 年代）には見付城に遠江今川氏（分家筋・堀越氏）が居住し、連歌師宗長が訪れている。

今川氏の支配下での見付地区は、今川義元の天文 10 年（1541）の印判状によると「年貢 100 貫文のところもう 50 貫文余分に納める代わりに代官を置かないでほしい」との訴えを容れたことがわかっており、自治都市として発展していた様子がわかる。しかし、今川義元が桶狭間の戦いで討ち取られた後、今川氏は衰え、永禄 11 年（1568）末、徳川家康・武田信玄両軍から攻撃を受けて戦国大名としては滅亡した。家康は遠江を押さえると、翌年本拠地を見付に決め、城之崎に新しい城の造営にとりかかった。しかし元亀元年（1570）に織田信長の意見に従い本拠を引間（浜松）に移し、侵攻する武田軍と市内の一言坂の戦い（元亀 3 年 [1572]）と直後の三方ヶ原の戦い（浜松市）で敗れたが、翌年の武田信玄の死によって勢力を回復し、支配を安定させていった。

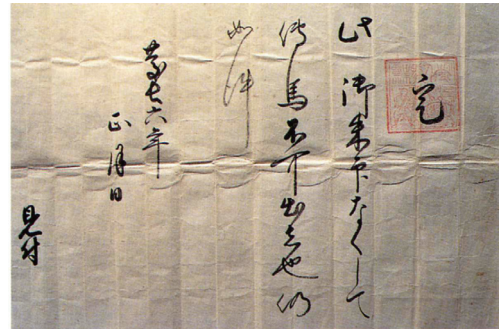


写真 5 伝馬朱印状（市指定文化財）

（２）近世から幕末

慶長 5 年（1600）、関ヶ原の戦いで勝利者となった徳川家康は、翌年東海道の江戸・京都間に宿場を制定した。見付は品川から数えて 28 番目の宿場となり、天保 13 年（1842）には本陣 2 軒・脇本陣 1 軒、人口 3,900 人余の東海道有数の宿場町として栄えた。また、見付地区を東側から見渡せる高台の地に阿多古山一里塚が築かれた。



写真 6 阿多古山一里塚（市指定史跡）

幕末には遠州国学を学んで勤王の精神を持った神職が門人のネットワークを使った「遠州報国隊」が結成され、見付の人々に大きな関わりを持った。



写真 7 脇本陣門（市指定有形文化財）

慶応 4 年（1868）、薩摩・長州藩等の諸藩兵からなる討幕軍が江戸に向けて進軍した。この有栖川宮熾仁親王を東征大総督とする討幕軍への参加をめざしたのが遠州報国隊である。総員は 306 名で、うち 280 余名が神職であったが、多くは脱落し、実際に従軍（留守部隊を含む）したのは 98 名であった。大久保家は淡海国

玉神社が屯所となるなど川東組（中東遠）の中心となり、当主の忠尚だけでなく長男初太郎（春野）は5人いた取締（合議制の意思決定機関）の一人となって活躍した。大久保は隣接する駿河にも働きかけを行い、駿州赤心隊が結成された。そして、軍事訓練を行い、今切口や天竜川の警備を行いながら討幕軍への従軍を志願し続けた。駿府城にて参謀西郷隆盛が引見し、3月22日に念願の従軍許可が下りると、討幕（東征）軍に従って江戸に入り、江戸城の警備などに従軍した。その後、一部の隊員によって明治2年（1869）の招魂社（現・靖国神社）の設立や第1回の招魂祭の社司の拝命、招魂社祭典取締局（後の皇典講究所。国学院大学の前身）の設立がなされた。

遠州報国隊は、幕末に地方の領主を兼ねていた神職たちによる討幕運動として大きな意味を持つと同時に、明治政府内での神祭活動や勤王思想の高揚に関わり、日本の近代史上重要なできごとと位置付けられる。

（3）近代

この時期に本書で扱う旧見付学校校舎が建設された。見付地区は、明治22年（1889）に市内でもいち早く見付町として町制が敷かれ、昭和15年（1940）に中泉町などと合併して磐田町となった。太平洋戦争は市内にも大きな傷跡を残し、見付地区には昭和20年（1945）5月19日の空襲によって亡くなった見付国民学校（見付学校の後身）の訓導（先生）1名、生徒28名の慰霊碑が建てられている。また、現・かぶと塚公園（戦後は静岡大学農学部）に中部129部隊が駐屯した。



写真8 大正時代の見付の町並み

（4）戦後

戦後、昭和23年（1948）に磐田市が市制施行した。昭和30年（1955）から32年（1957）にかけて8村が磐田市に合併し、また、福田z町・竜洋町・豊田村（昭和48年[1973]町制）・豊岡村が誕生した。平成17年4月には磐田市・福田町・竜洋町・豊田町・豊岡村の1市3町1村が対等合併し、新たな磐田市が誕生した。



写真9 子ども厄除け地蔵での慰霊祭
令和4年5月

第7節 見付学校の沿革

(1) 開校まで

a 学制と小学区画章程

明治5年(1872)8月3日に「学制」が發布され、近代教育制度の確立を目指す第一歩が踏み出された。

浜松県では、学制の実施には慎重を期して、まず明治6年(1873)2月県下に40名の学区取締を任命した。学区取締の任務は、就学の勧誘、学資金の調達、訓導や授業生の観察などで、このとき任命された磐田市域の学区取締は、青山徹、前島嶼一、古澤五平、伊藤淳岳の4名であった。

また、浜松県は明治6年、『小学区画章程』という施行規則を公布した。小学区画章程では、県内に82校の小学校を設置することとし、学校は必ずしも新築しなくてもよく、相応の寺院などを利用しても構わないという、地域の経済実情に配慮した内容であった。

b 仮校舎による開校

明治6年(1873)5月には教師の任命、就学札の発行など開校の準備を進め、仮校舎として使用する寺院との交渉を行い、同年8月に宣光寺や省光寺などを仮校舎として開校した。

c 校舎の新築

開校と同時に校舎新築の計画が進められ、まず資金調達に着手した。校舎の敷地は、総社(淡海国玉神社)神官大久保忠利の寄付により総社境内南側に校舎を新築することが決まり、明治7年(1874)10月に新築工事が着工された。

明治8年(1875)1月11日、上棟式が行われ、8月7日に落成した。

d 開校当初の学校を支えた人々

上棟式の棟札には、区長兼学区取締古澤脩を始め、学区取締前島嶼一、見付学校幹事柴田喜平・福田甚八、祠官大久保忠利、世話取扱古澤七平ほか9人の名が記されている。また、裏面には大匠伊藤平右衛門、小工鬼頭与助ら7人と、見付駅職人斉藤清次郎以下26人の名が記してある。

いとうへい えもん
伊藤平右衛門

棟梁は名古屋の宮大工の棟梁伊藤平右衛門(後の9代目伊藤平左衛門)であった。

平右衛門は、明治5年(1872)東京で洋風建築物を視察し、今までの宮大工としての経験に新しい技術を巧みに取り入れて、新たな洋風木造校舎の建築に挑み、まず見付学校の建築を手掛けた。

大久保忠利

淡海国玉神社神官であった大久保忠利は、学校の新築にあたり、磐田文庫に隣接する淡海国玉神社敷地の一部を学校用地として寄付した。明治9年(1876)には見付学校幹事並

びに世話係に任命され、その後も見付町長となるなど、長年にわたって学校の運営に尽力した。

古澤脩

古澤脩は、学校創立の主唱者であり、明治8年（1875）見付第一小区区長を務め、同年学区取締並びに見付学校幹事に任命され、学校の基盤づくりに大きく貢献した。

e 建築資金の調達

明治7年（1874）より寄付金の積立が始まった。見付学校世話係であった福井和三郎の記録した『時明治九年丙子五月改新築学校法方』によると、校舎新築に要した経費は、4,854円であったことが分かる。新築資金のうち、金額が最も多いのは大代山の売払金である。大代山は、現在島田市金谷町にある官有林であるという説と、もっと近い場所に見付宿所有の大代山という山林があったという説がある。その他、金400円（補助金）があった。

（2）見付学校の教育

a 就学状況

明治14年（1881）見付学校の就学児童は、学齢期を迎えた児童の約66%だった。このため、開校当初から児童に「就学札」を与え、見付学校に就学していることを証明するとともに、榮譽の象徴とした。就学札の上部には穴が開いていて、この穴に紐を通して帯（三尺）に結びつけ、学校の内外を問わず常に着用させて、不就学児童の就学を促した。

就学状況を見ると、男子児童に比べ女子児童の就学率が低いことがわかる。学校側も入学説明会を行い、就学を奨励した。明治30年代後半になると飛躍的に就学率が向上し、明治40年頃には男女とも町内学齢児童の98%を越す児童が小学校へ通うようになった。

b 教員

明治6年（1873）開校当初の正教員は、中等教授の志賀安固と菅沼定志、上等助教の古田桂所、一等授業生の山内天見の4名で、このほか臨時の雇教師が7名いた。当時は教員免許を持たない授業生（代用教員）や、寺子



写真10 大久保忠利



写真11 女子児童たち
明治40年（1907）



写真12 見付高等小学校職員
明治29年（1896）

屋の師匠がそのまま教員となるなど、学力や資格、年齢の諸条件が追いつかず、教員採用は当初難航した。

そこで、浜松県では教員不足を解消するために、明治 8 年（1875）に浜松瞬養学校を開設した。

c 校舎の変遷

見付学校新築の翌年 9 月に、隣接する淡海国玉神社境内に第一副築校舎を増築した。その後も明治 16 年（1883）に見付学校の 3 階部分を増築、明治 18 年（1885）に第一副築校舎の 2 階を増築、明治 30 年（1897）には塔之壇に第二副築校舎を増築するなど、就学児童の急増に伴う教場の不足に対応したため、校舎は実に複雑な変遷をたどった。

五階校舎（本館 第一館）

「見付学校」の名称は、明治 20 年（1887）7 月に「見付尋常小学校」に変わったが、五階校舎は明治 41 年（1908）4 月、見付高等小学校として使用されていた鐘鋳塚校舎（梅屋の学校）に尋常科が充用（「見付尋常高等小学校」と校名変更）されるまで、本校として使用された。同年、五階校舎は見付女子尋常高等小学校となり、大正 2 年（1913）城之腰校舎が新設されると、その後は分校として大正 11 年（1922）まで男子児童の一部が使用した。

第一副築（第二館 お宮の校舎／現淡海国玉神社社務所）

明治 9 年（1876）9 月に平屋建の第一副築校舎が淡海国玉神社境内に増築され、明治 18 年（1885）に 2 階建となった。明治 29 年（1896）見付高等小学校が第一副築校舎を使用（翌年鐘鋳塚校舎へ移転）し、その後校舎は大正時代に城之腰へ解体移築され、さらにその後、校舎は見付清水町公会堂に譲渡された。なお昭和 31 年（1956）2 月には長野農協前野支所（昭和 41 年[1966]から磐田市農協前野出張所）であったという。農協建物であった時期は昭和 23 年（1948 農協設立年）ごろから 40 年代後半にかけてであったと推定されるので、清水町にあったものを移築したと考えられる。

第二副築（第三館 塔之壇校舎、山の学校／塔之壇テニスコート跡地）

見付尋常小学校附属運動場として使用されていた塔之壇学校用地に、明治 30 年（1897）平屋建の第二副築校舎が増築された。

鐘鋳塚校舎（梅屋の学校）

明治 30 年見付高等小学校として新築され、明治 41 年（1908）学校制度の改革により見付尋常高等小学校（このとき男子校・女子校の 2 校に分かれた。これはそのうちの男子校）

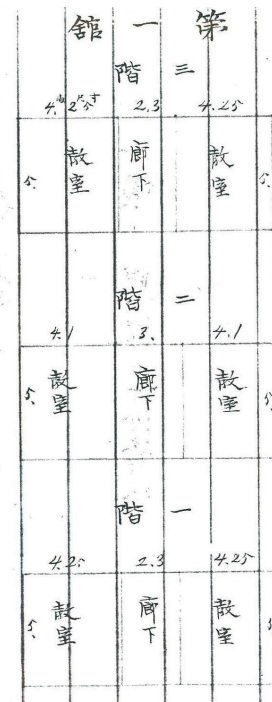


写真 13 明治 36 年（1903）
ごろの配置『沿革誌』より

となった。

大正 11 年（1922）男女共学になると、主に見付町内西地区の児童が通うことになり、校名は見付第一尋常高等小学校（第一校）に変わった。大正 14 年（1925）には第一校及び第二校が統合され、城之腰へ移転したため、閉校となった。

城之腰校舎（現磐田市立磐田北小学校）

大正 2 年（1913）五階校舎の使用をやめて、城之腰に見付女子尋常高等小学校が新築された。大正 11 年（1922）男女共学に伴い、見付第二尋常高等小学校（第二校）と校名変更されたが、大正 14 年（1925）には第一校児童を全員受け入れ、本校 1 校のみが見付町の小学校として使用されるようになった。

大善坊校舎（現見付駐車場）

明治 21 年（1888）に豊田・山名・磐田・三郡立見付高等小学校として新築された。その後、数度の校名変更を経て、明治 29 年（1896）高等小学校移転に伴い、校舎は中遠簡易農学校として使用され、明治 42 年（1909）農学校の中泉移転に伴い、校舎は磐田郡立実践高等女学校（後の見付高等女学校、現県立磐田北高校）として使用された。

d 授業・試験

明治 5 年（1872）の『小学教則』によると、小学校を下等・上等に分け、下等小学を 6 歳から 9 歳まで、上等小学を 10 歳から 13 歳までとした。また、上等小学、下等小学をそれぞれ 8 級に分け、毎級 6 ケ月の課程を編成して、授業時間は毎週 30 時間とした。

小学教則では、各級別の教科を設け、各教科の毎週授業時間数、授業内容、教科書等を具体的に指示している。下等小学第八級を例にあげると、教科は、綴字・習字・単語読方・洋法算術・修身口授・単語誦誦となっている。最初の綴字について見ると、『智恵の糸口』『うひまなび』『絵入智恵の環』などの教科書を使用することが指示されている。

試験については、毎級の終わりに定期試験を行い、合格すれば進級でき、不合格の場合は留年となった。卒業時には大試験を行い、また毎月末には評定のための小試験を行った。



写真 14 鐘鑄塚校舎
見付高等小学校開校時 明治 30 年
(1897) 11 月

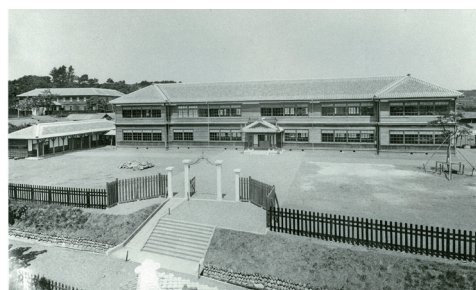


写真 15 城之腰校舎
見付女子尋常高等小学校開校時
大正 2 年（1913）9 月



写真 16 城之腰校舎の現況
磐田北小学校（西門）

e 授業料

授業料は、一人当たり約2銭6厘で、家庭事情により無料となる場合もあった。国や県の規定の授業料に比べると少額で、なるべく多くの児童が就学しやすいように配慮されていた。そして、明治34年（1901）以降は、尋常科では授業料無料が原則となった。

f 休日

明治24年（1891）の休日は、日曜日・祭日（神武・孝明天皇祭、紀元節・天長節、春季・秋季皇霊祭、神嘗祭・新嘗祭）の他、正月（1週間）、製茶休業（14日間）、産神祭日（陰暦8月の5日間・7月の3日間）、学年試験後1週間、暑中休業11日間、歳末1週間となっていた。また、皇族や著名な政治家・軍人の葬儀、風水害等による被害のあった日も休校となった。

g 生徒指導（児童心得）

明治14年（1881）静岡県学務課は全文17条から成る『児童心得』を定め、その励行を徹底させた。児童心得には、児童の一日における生活規範を細部にわたって記しており、これにならって明治15年（1882）には見付尋常小学校でも、生徒心得が作成された。見付尋常高等小学校では「朝の心得」から始まる18の大項目からなる「児童心得」が制定されたが、「ヨソミヲスルナ」「手ヲアラヘ」「兄弟仲良クセヨ」など、年少の児童にもわかりやすい内容になっている。

h 役員

教室役員として明治27年（1894）の例規では級長1名・組長4名が、明治35年（1902）の例規では級長・副級長各1名が、学期ごとに児童の互選によって選出された。敬礼の合図などの任務が記載されている。明治36年（1903）の規定では「級長交代式規定」が加えられ、学期始期に全生徒を集めて氏名を告知し、規定の朗読や校長による訓誡が行われた。

また、尋常科10学区・高等科9学区に通学取締1名・副取締若干名が置かれた。任期は第一学期間及び第二・三学期間の2期で、教師が任命し、毎日通学の取締と日誌の提出が命じられていた。

i 賞罰

明治27年（1894）の見付尋常小学校校規には、褒状を授与することが定められている。精勤賞状は皆勤1等などに分けられた。見付尋常高等小学校では「操行学業優等ナルモノ」「勤勉ノ状顕著ナルモノ」「特ニ善良ナル行為アリタルモノ」には学年末に賞状と賞品が授与された。

一方、同規程では「訓誨若クハ命令ニ従ハス其他凡テ不都合ノ行為アリタルモノ」は譴責・停権（1週間以内）・直立（教室内で20分以内）・留置（放課後1時間以内）・出席停

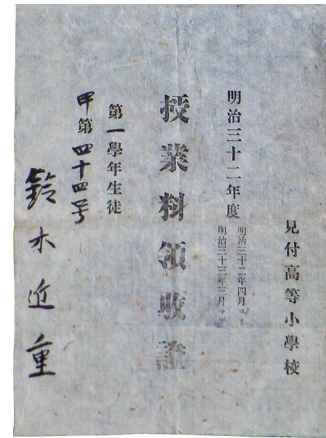


写真 17 授業料領収証
明治 32 年度

止の5種類の処分があった。

j 昼食・給食

開校当初から1日5時限であったので、昼食は麦飯（麦と米の混ざったもの）をおむすびにしたり、木製の弁当箱に詰めて持ってきたりしていた。

昭和11年（1936）の見付尋常高等小学校弁当副食物調査によると、弁当のおかずは沢庵、鰯、鮭、削り節、梅干し、煮豆などであった。昭和13年（1938）からは児童約100人を対象に、おかず（きんぴらごぼう、野菜のてんぷらなど）だけの学校給食を開始した。1食2銭であった。

（3）学校行事

a 運動会

体操の科目が取り入れられた明治9年（1876）頃から、当時の児童は狭い運動場で、球竿体操や唾鈴体操、徒手体操などを行ってきた。

当時は運動会と遠足の区別がなく、陸・海軍戦勝記念日に磐田原や鎌田神明宮などに遠足に出かけたり、擬戦運動会と称して戦争ごっこやパン割りを行った。また、明治40年（1907）2月12日、見付町に大雪が降ったときは、臨時場外運動会と称して男子児童のみによる雪合戦を行った。



写真 18 障害物競争
明治43年（1910）

b 父兄懇談会と学芸会

明治時代後期には、通告表や通信簿における家庭欄など、学校と父母の連携も密接なものになった。父兄懇談会では、校長や首席訓導の講話のほかに、学芸会も行われた。

学芸会では、生徒が修身で習った話の朗読や、算術で習った九九の暗唱、掛図を使った講義など、授業で培った学習の成果を父母の前で発表した。

c 卒業旅行・修学旅行

明治30年頃、卒業旅行や修学旅行（全校生徒）が県下の小学校で行われるようになった。

しかし、明治34年（1901）静岡県通達により、卒業旅行は日帰りのできる範囲で、翌日の授業の妨げとならないように指導され、女子だけの宿泊旅行を禁止した。明治30年度の旅行は午前5時出発、舞阪・弁天島に行き午後6時に帰るというハードな日程であった。大正9年度の高等科の旅行は方広寺から豊川・豊橋を見学する1泊2日の旅程であった。

d 同窓会

「沿革誌」には大正3年（1914）に「第一回同窓会を開会ス」とあり、大正6年（1917）に「第四回同窓会及び石田訓導勤続満十五年謝恩会を举行ス」、大正9年（1920）に「卒業生同窓会を開ク 講師 陸軍少将 山下五三郎氏 全員出席 七十名俟」とある。

（４）学校校舎のその後

校舎は、大正 11 年（1922）3 月をもって見付尋常高等小学校が移転し、その後は小学校舎として使用することはなかった。しかし、その後も戦前は教育施設として活用された。中でも、見付高等裁縫女学校（当初私立校、昭和 2 年〔1927〕から町立、昭和 10 年〔1935〕以降は見付町立高等裁縫女子青年学校と改称）は大正 14 年（1925）から昭和 14 年（1937）までと、比較的長期間にわたって使用された。その後も准教員養成所（昭和 17 年〔1942〕から磐田郡高等国民修練所と改称）などに使用され、戦後すぐには国民健康保険組合立磐田病院として使用された。

磐田病院移転後は資料館としての活用が決まり、昭和 28 年（1953）から磐田市立郷土館として使用され、平成 4 年に磐田市旧見付学校と改称されて現在に至っている。

表 4 見付学校沿革表

年 月	西暦	見付学校の沿革	教育関係法令	教育年限
明治 5. 8	1872		M5 学制発布(太政官布告第214号) 小学教則	下等小学4年 上等小学4年
6. 8	1873	見付学校、宣光寺・省光寺を仮校舎として開校		
7.10	1874	見付学校新築工事着手		
8. 1	1875	上棟式挙行		
	8	見付学校四階校舎落成式挙行		初等科3年 中等科3年 高等科2年
9. 9	1876	四階校舎東側に第一副築校舎新築		
12. 9	1879		M12 学制廃止、教育令公布(翌年改正) M15 小学校教則綱領 小学校を初等、中等、高等に分ける	
15. 1	1882			
16. 8	1883	四階校舎の3階部分を増築、五階校舎となる		尋常科3～4年 高等科2～4年
18. 9	1885	東側第一副築校舎の2階部分を増築		
19. 4	1886		M19 小学校令公布 小学校を尋常科4年・高等科4年に分ける (尋常科が義務教育となる)	
20. 7	1887	見付学校を見付尋常小学校と改称		
23.10	1890		M23 小学校令改定 尋常3～4年 高等2～4年	尋常科3～4年 高等科2～4年
24. 9	1891	塔之壇に付属運動場新設	M24 小学校設備準則	
30. 3	1897	塔之壇運動場に第二副築校舎を新築し、付属幼稚園開設	M33 小学校令改定 尋常4年、高等2～4年	
35. 4	1902	付属幼稚園を金剛寺に移転、第二副築校舎を尋常小学校が使用		
36. 7	1903	第二副築校舎に1教室増設、第一副築校舎に唱歌室設置	M36 小学校令改正 教科書の国定制度	尋常科6年 高等科2～3年
37. 1	1904		M37 尋常科の授業料徴収を廃止	
40. 3	1907		M40 小学校令改正、 義務教育年限を6年に延長	
41. 4	1908	見付尋常小学校を見付尋常高等小学校(男子部)と見付女子尋常高等小学校の2校とする、女子部は五階校舎、男子部は鐘鐺塚校舎		
42. 4	1909	女子技芸学校廃止、郡立高等女学校創設		尋常科6年 高等科2～3年
大正 2. 9	1913	見付女子尋常高等小学校を城之腰に新築移転、付属幼稚園も金剛寺より城之腰に移転		
3. 7	1914	見付尋常高等小学校(男子部の一部)五階校舎を使用		
4. 1	1915	見付尋常高等小学校(男子部の一部)塔之壇校舎を使用		
11. 4	1922	尋常科児童を男女共学とし、見付第一尋常高等小学校(城之腰)、見付第二尋常高等小学校(鐘鐺塚)の2校となる 五階校舎は小学校校舎としての使用を終える		尋常科6年 高等科2～3年
4. 1	1922	静岡県立見付中学校開校(五階校舎を借用して一学期間使用)		
8. 1	1922	大日本見付練武館(柔道場)五階校舎で開館		
14. 3	1925	私立見付高等裁縫女学校、五階校舎に移転使用 見付第一尋常高等小学校・見付第二尋常高等小学校が合併、 見付町立尋常高等小学校と改称(全町児童城之腰校舎に一斉収容)		
昭和 10. 4	1935		青年学校令公布	初等科6年 高等科2年
14. 9	1939	磐田郡教育会施設准教員養成所、五階校舎に移転使用		
16. 4	1941	磐田町見付国民学校と改称	国民学校令公布	
17. 4	1942	准教員養成所を磐田郡高等国民修練所と改称(翌3月廃止)		
20. 4	1945	浜松陸軍病院見付臨時分院、五階校舎で開院		小学校6年 中学校3年
21. 5	1946	国民健康保険組合立磐田病院、五階校舎で開院		
22. 3	1947	磐田町立見付小学校と改称	教育基本法・学校教育法公布 義務教育を9年に延長	
23. 4	1948	磐田市立磐田北小学校と改称		
28. 9	1953	磐田市立郷土館開館		小学校6年 中学校3年
30.12	1955	磐田市立郷土館、博物館相当施設として指定		
32. 5	1957	見付学校が建造物として静岡県指定文化財となる		
44. 4	1969	見付学校、磐田文庫とともに国指定史跡となる		
52. 3	1977	見付学校、解体保存修理工事完成(27ヶ月)		小学校6年 中学校3年
平成 3. 2	1991	見付学校、保存修理工事完成(6ヶ月)		
4. 1	1992	磐田市立郷土館を磐田市旧見付学校と改称		
12. 1	1992	磐田文庫解体復元工事完成(25ヶ月)		

年月	場所	宣光寺・省光寺	見付学校	鐘鑄塚校舎	城之腰校舎
明治 6年 8月		仮校舎			
7年 10月			見付学校新築工事着手		
8年 1月			上棟式		
8月			見付学校		
20年 7月			見付尋常小学校		
41年 4月			2校となる 見付女子尋常高等小学校	見付尋常高等小学校 (男子部)	
大正 2年 9月				見付尋常高等小学校 (男子部)	移転 見付女子尋常高等小学校
3年 7月			見付尋常高等小学校 (男子の一部)		
11年 4月			静岡県立見付中学校	尋常科児童を男女共学とし2校となる 見付第二尋常高等小学校	見付第一尋常高等小学校
11年 8月			大日本見付練武館(柔道場)		
14年 3月			見付高等裁縫女学校 (高等裁縫女子青年学校)		合併 見付町立尋常高等小学校
昭和14年 9月			准教員養成所		
4月					磐田町見付国民学校
17年 4月			磐田郡高等国民修練所		
20年 4月			浜松陸軍病院見付臨時分院		
21年 5月			国民健康保険組合立磐田病院		
22年 3月					磐田町立見付小学校
23年 4月					磐田市立磐田北小学校
28年 9月			磐田市立郷土館		
平成 4年 1月			磐田市旧見付学校		

図 10 見付学校変遷模式図（赤が小学校組織、緑が見付学校校舎使用の変遷）

第8節 淡海国玉神社（総社）と大久保家

（1）総社としての淡海国玉神社

中世末期における淡海国玉神社（総社）・大久保家の位置づけについては義江彰夫氏の論に詳しいので、「国府から宿町へ――一の谷遺跡を手懸りに見る中世都市見付の構成と展開一」『東京大学教養学部人文科学科紀要第87輯 歴史と文化16 歴史学研究報告第20集』、1988年より、関連する箇所をa～cまでに分けて抜粋提示する。

※本書では「総社」の漢字で統一しているが、引用部分については「惣社」の漢字を用いて義江氏の用法を尊重した。また文も原則としてそのまま引用し、意味が通らない場合を除き修正していない。

a 鎮座の経緯

「まず淡海国玉神社であるが、同社はもと同郡内向坂郷（向笠村）にあったが、ある段階から、見付におかれ、惣社といわれるようになった。寛政元年（1789）成立の『遠江国風土記伝』が、同社につき、磐田・豊田両郡の各巻で

称惣社。斎国玉神一座。…。

向坂人曰、以磐田社還于国府。故磐田社祭日見付人群参トイヘリ。遷社時代不伝。

向坂郷磐田明神也。後移于見付号惣社。

と記していることから、以上の経緯が近世まで伝えられていたことを知る。この惣社がさきに国府推定の素材となった惣社であることはいうまでもない。したがって惣社という名を与えられて国府に遷ってからは、一貫して当該地即ち前述国府庁域の西隣接地にあった。一般に惣社は、国守が平安中期の十世紀ごろ一国内式内社のすべてを国府に合祀するようになるに伴い、国内諸社を統括するにふさわしい有力社にその機能と指称を与えて生まれるものと見られる。とすれば、一国守護にふさわしい淡海国玉神社が惣社に指定されたのは必然のいきおいであり、又惣社への指定と国府への遷座は、当該見付国府の建設と相前後する頃であったと見てよからう。つまり、同国惣社は、諸国惣社が登場する十世紀ごろ、おそらく見付国府移転と不可分の形で、前後して、国内諸社合祀の機能を帯びて当該地に遷座・成立し、以後一貫して同地に鎮座していたのである。」

b 中世における惣社の宗教的統治

「平安末から鎌倉初期の間当国小国神社が一宮として一国惣鎮守の地位に登るに従い、惣社淡海国玉神社の一国統轄力は減退し、かわって府中惣鎮守として限定された空間内での統轄力を強めるに至ったと考えられるのである。したがってこの時代は、そのような紐帯としての惣社が求められるほどに当該国府見付が都市的一体性をもつようになってきた時代でもあったといえよう。このばあい、府中中枢につながる部分の神社が独自性を奪われ、惣社の手足に転じてしまうのは、その部分が即ち国庁・留守所を中心に各種の「所」＝在庁官人屋敷やそれに従属する雑人の住まう国府の基本的部分であり、それらが惣社をおさえる国守の指揮の下に統一的に動かねばならない事情が生じていたからであり、又それを前提としてやや後に常陸国で詳細に検証されたように、在庁官人層の中に惣社を紐帯

とする都市的共同体が形成されてきたからであろう。したがって、他の外縁部の神社に対しては、逆にこれほど強い進退に及ばなくてもよかったが、国府に関わりながら、惣社と同じ独自性を与えていれば、府中を分裂させる結果になりかねず、そこから前述のような間接統轄が生じたと考えられるのである。」

c 今川期における役割

「…年貢を百貫文という定納で納入できるように町人側の自治組織の発達であり、地下請朱印状獲得によって、その組織は百五十貫文を納入する主体となっただけでなく、代官にかわって町を一円領掌する自治組織の主体となった。」

とし、文禄4年(1595)・慶長10年(1605)に徳川家康が発給した文書に「歳寄拾人」「見付老若キ共ニ」の文言があること、慶長15年(1615)の文書に40人から成る「惣談合」という組織があったこと、永禄12年(1569)に徳川家康が認めた見付桝座の員数が12人であったことなどから、当時の自治組織がある程度推定できるとした。

「このようにして構成される年寄と若者は、他の町同様それぞれ相互に平等な資格と権限をもって共和的に自治を運営したと考えられるが、同町にはこの中にこの老若惣談合を統括するものが存在した。上掲天文10年(1541)5月5日義元朱印状に付けられた文政8年(1825)6月20日付付箋に
此御朱印之義、当家ニ納リ有之事、今川天下之時代、見付宿一体ニ当家ニおゐて執事役いたし候故也。

とある「執事役」がそれであり、その機能は「見付宿一体ニ…執事役いたし」という表現と、地下請を認める義元朱印状が当該家に与えられて後世に及んだという事実からみて、年寄・惣談合によって行われる町政全般を最終的に総括し、外とりわけ今川氏に対する窓口となって年貢納入・文書授受をはじめ外交万般をとりしきるものであった。しかも注目すべきことに、この家は「今川天下」の当該期を通してある家に固定的に継承されたのであるが、その家とは当該朱印状を惣社関係文書とともに近世・否現代まで伝えた惣社神主家に他ならないのである。すでに論じたように惣社は、平安末・鎌倉初期以降、府中惣鎮守としての性格を強め、所管の神社への進退を介して府中全域を祭祀の面で一元的に掌握していた。この惣社は当初においては国守の進退に属し、したがって国守の府中支配の有効な手段であったが、守護の国司機能吸収にともない守護の進退に属するに至った。そして、室町期に守護の代官支配の行詰まりの下で、町人とともに見付の寺社をその強い支配下に置けなくなってきたこともすでに述べた。とすれば、この発展上に生まれた町人の自

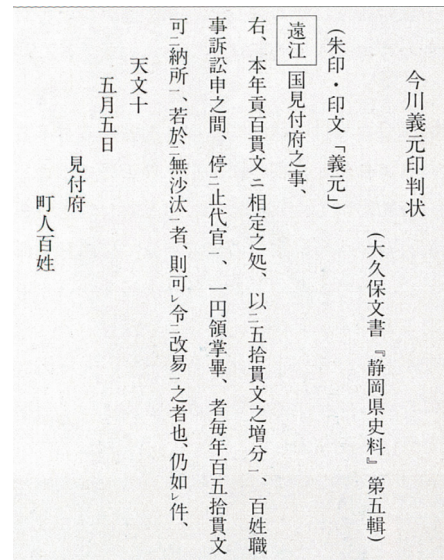


写真 19 大久保家文書
『図説 磐田市史』より

治において、惣社がその統括者として登場するのは、この間の変動の中で、惣社の府中統括機能が、種々な対立を孕みながらも共和的に結合して自治を築こうとする町人百姓から、祇園・天神など怨霊系の高次な反権力神社を包括しているゆえに、その結合の紐帯としてとりわけ尊重され、その中で在庁官人として国守・守護の府中支配の手足であった在来の惣社々家の性格が変質し、惣社を紐帯に結合する町人百姓の自治の総括者に転化したことを意味するものであろう。そしてかかる歴史をもつ惣社々家であるゆえに、今川側もその伝統に従いこの社家を自己への窓口にしたのである。惣社々家の町人自治の統括者としての再生は、この意味で見付がこの間に国府・府中という行政都市から宿町という町人自治町に決定的な変貌を遂げたことを象徴的に物語っている。」

（２）大久保家

大久保家は、元は宇都姓で、忠成のとき三河国渥美郡大久保邑に移り住み、『見付総社神職大久保家譜略』によれば天文初年に忠成の曾孫忠省が今川義元の命により淡海国玉神社の神職となった。義元の兄氏輝が亡くなった天文5年（1536）から、義元が見付端城に堀越氏を攻めて落城させた翌6年（1537）ごろに命じられたものであろう。また天文19年（1550）には忠省の養嗣子忠尹（千法師、神太郎）が同じく今川義元の命により淡海国玉神社の神職となったことがわかっている。今川期における自治都市・見付の運営は主として宇都忠省・忠尹によって成し遂げられたものと言えるだろう。

徳川期における大久保家の系譜は上記とは異なり、忠省の又従兄弟にあたる忠興の子（忠成の高孫）である宇都忠武は松平清康（家康祖父）に仕え、その命により大久保姓に改姓した。忠武の孫にあたるのが忠佐で、徳川家康に仕え、元龜元年（1570）家康より淡海国玉神社の祭典を司るよう命じられ、あわせて遠州代官職を命じられた。今川期における神職であった宇都氏と親戚筋であることが考慮されたと考えられる。忠佐はその後、兄忠世（後、小田原藩主）とともに長篠の戦い、小牧・長久手の戦いなどで戦功を立て、関ヶ原の戦いの後に沼津藩2万石の藩主となったが嫡男は早世し、大名としては改易となった。

忠佐の孫忠光は成長した後神職を継ぎ、江戸時代を通じて神職は大久保家に代々引き継がれた。忠光の孫吉次は西尾氏を名乗るようになったが、吉次の高孫忠照は文政8年（1825）大久保氏へ復姓した。忠照の子が忠尚で、

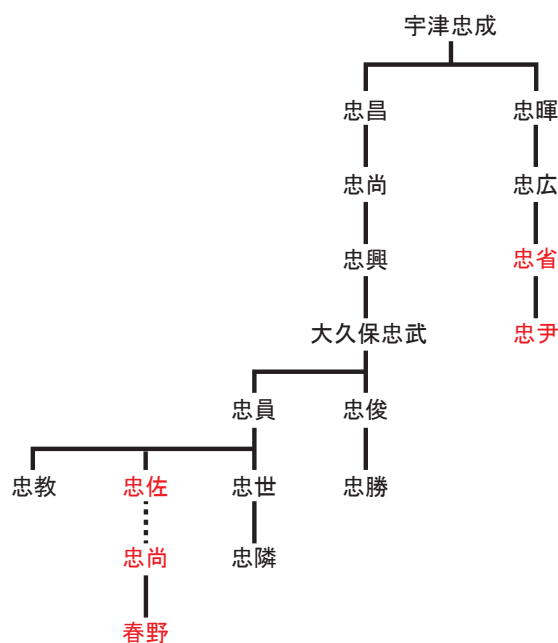


図 11 大久保家系図

幕末から明治期にかけて遠州報国隊を結成し、また磐田文庫を創設するなど活躍した。明治期には海軍少書記官にまで昇進した。忠尚の二子はいずれも神職は継がず、長男春野は陸軍大将・男爵となった。郷里では長女の夫である忠利が神職を継いでいる。忠利は見付学校の敷地を寄付し、幹事を務めるなど学校運営に尽力した。見付町長を務め、淡海国玉神社社司も大正7年（1918）に死去する直前まで務めていたと考えられる。忠佐から数えて13代で神職は大久保家を離れた。忠利の子初太郎は東京帝国大学農学部を卒業後、日露戦争に歩兵中尉として従軍し、その後黒川農学校（宮城県大和町 現・黒川高校）長や文部省高等官を歴任した。現在の当主は初太郎の孫にあたる。

第9節 磐田文庫の沿革

幕末の大久保家当主・忠尚が元治元年（1864）に建設したとされる。

大久保家住宅の北東に位置し、現在は学校敷地との間に隙間がないが、もとはもう少し東側まで大久保家の敷地であり、大久保家側からも出入りが可能な空間があった。学校敷地の選定にあたって、あえて磐田文庫の東側に沿った箇所でも分筆したものかもしれない。

敷地は淡海国玉神社の所有であったが、旧見付学校校舎の北側が淡海国玉神社所有地に及んでいたことから、昭和63年度に学校敷地であった社務所周辺の土地と交換された。その際、磐田文庫の東半も市有地となった。しかし、文庫西半は大久保家の所有地であったため、市は平成2年度にこれを取得し、文庫敷地はすべて市有地となった。

慶応2年（1866）作成の『磐田文庫書目録』という蔵書目録4冊があり、その記載によると600部、5,168冊＋ α の蔵書があったことが推察される（＋ α とは巻数の記載がないものを1冊としたため）。これらの蔵書の一部は見付学校およびその後身の学校に寄付された。記録が残るのは明治9年（1876）・12年（1879）であるが、その後も何回かに分けて寄付があったようである。

また、矢奈比売神社には大久保忠尚が慶応2年に作成した「遠江国府惣社文庫」へ書物の寄付を呼び掛けるチラシの版木が残っており、遠州一帯の人々に呼びかけを行ったことが知られる。

文庫の管理は昭和31年（1956）まで見付三社氏子崇敬者会が行っていたようであるが、その経緯は不明である。昭和31年3月に同会から市に管理委任された。同年8月の文庫内書籍の目録が残っているが、慶応2年（1866）の目録にない書籍もあることから、蔵書もさまざまな変遷をたどったのであろう。

幕末には日本各地で近代図書館の先駆けとも言える施設が建設されるが、その数は極めて少ない。愛知県では国学者で神官でもある羽田野敬雄により羽田八幡宮文庫が造られており、磐田文庫もこれと同様の、学者による図書の蓄積・公開活動の一例と位置づけられる。